



鳥 労 発 基 0624 第 1 号  
令 和 3 年 6 月 24 日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 匡 殿

鳥取労働局長 石田 聡

印

鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、令和3年度鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。